

2025 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 A C S L
代表者名 代表取締役 Co-C E O 早川 研介
(コード番号：6232 グロース)
問合せ先 執行役員 経営管理ユニット長 大谷 一将
(TEL. 03-6456-0931)

株式発行プログラム設定契約及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく第 3 回 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 18 日付「株式発行プログラム設定契約及び新株予約権発行プログラム設定契約の締結並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」及び 2025 年 8 月 20 日付「(訂正)「株式発行プログラム設定契約及び新株予約権発行プログラム設定契約の締結並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について」(以下「当初プレスリリース」といいます。)にて公表いたしましたとおり、2025 年 8 月 18 日付の取締役会において、Athos Asia Event Driven Master Fund (以下「Athos」といいます。)との間で株式発行プログラムの設定に係る契約(以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。)の締結を行うこと、Cantor Fitzgerald Europe (以下「CFE」といい、Athos と合わせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間で新株予約権発行プログラムの設定に係る契約(以下「新株予約権発行プログラム設定契約」といい、株式発行プログラム設定契約と合わせて、個別に又は総称して「本プログラム設定契約」といいます。)の締結を行うこと並びに本プログラム設定契約により設定された株式及び新株予約権発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく Athos に対する第三者割当による新株式の発行及び CFE に対する第三者割当による 2025 年第 2 回乃至 2025 年第 7 回新株予約権の発行を決議しておりますが、当社は、本プログラムに基づく各回の第三者割当(以下「本第三者割当」といい、本第三者割当により発行される新株式を個別に又は総称して「本株式」、本第三者割当により発行される新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)のうち、2025 年 10 月 14 日を払込期日とする Athos に対する第三者割当による新株式の発行並びに CFE に対する第三者割当による 2025 年第 6 回新株予約権及び 2025 年第 7 回新株予約権の発行(以下「第 3 回第三者割当」といい、2025 年 9 月 3 日を払込期日とする Athos に対する第三者割当による新株式の発行並びに CFE に対する第三者割当による 2025 年第 2 回新株予約権及び 2025 年第 3 回新株予約権の発行を「第 1 回第三者割当」、2025 年 9 月 22 日を払込期日とする Athos に対する第三者割当による新株式の発行並びに CFE に対する第三者割当による 2025 年第 4 回新株予約権及び 2025 年第 5 回新株予約権の発行を「第 2 回第三者割当」といいます。)に関し、2025 年 9 月 26 日付の取締役会においてその発行と具体的な発行条件を改めて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プログラム及び本第三者割当の詳細については、当初プレスリリース及び 2025 年 9 月 5 日付「株式発行プログラム設定契約及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく第 2 回第三者割当によ

る新株式及び新株予約権の発行条件の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 募集の概要

(1) 第3回第三者割当に係る本株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 10 月 14 日
(2) 発 行 新 株 式 数	542,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき金 922.5 円
(4) 調 達 資 金 の 額	499,995,000 円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(6) 割 当 予 定 先	Athos
(7) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2) 第3回第三者割当に係る本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2025 年 10 月 14 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	2025 年第 6 回新株予約権 3,252 個（新株予約権 1 個につき 100 株） 2025 年第 7 回新株予約権 2,168 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
(3) 発 行 価 額	総額 2,708,916 円（2025 年第 6 回新株予約権 1 個につき 663 円、2025 年第 7 回新株予約権 1 個につき 255 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	542,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 2025 年第 6 回新株予約権 325,200 株 2025 年第 7 回新株予約権 216,800 株
(5) 調 達 資 金 の 額	547,147,916 円（注） （内訳） 2025 年第 6 回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 2,156,076 円 新株予約権行使による調達額： 299,997,000 円 2025 年第 7 回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 552,840 円 新株予約権行使による調達額： 244,442,000 円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 2025 年第 6 回新株予約権 922.5 円

	2025 年第 7 回新株予約権 1,127.5 円 本新株予約権については、いずれも行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	CFE
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 調達資金の額は、第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の払込金額の総額に当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 3 回第三者割当に係る本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

当社は、当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 2. 本プログラム導入の目的」に記載のとおり、当社グループの将来の成長と安定的な財務基盤の構築の実現を図るため、本プログラムに基づく資金調達を行うものであります。

なお、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額等及び 2023 年第 1 回新株予約権の行使価額については、それぞれの発行要項に従い第 3 回第三者割当の発行条件の決定に伴う調整はされませんが、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額等については、第 3 回第三者割当の発行条件の決定に伴い、第 3 回第三者割当に係る払込期日以降、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に従い調整されます。当該調整の詳細については 2025 年 9 月 26 日付「第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額等の調整に関するお知らせ」をご参照ください。なお、2023 年第 1 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず下限行使価額は設けられておりません。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は、当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本プログラムは当社が必要とする資本性資金を調達する手法として適しているものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	3,141,821,406 円
発行諸費用の概算額	133,200,000 円

差 引 手 取 概 算 額	3, 008, 621, 406 円
---------------	--------------------

(注) 1. 当社は、2025年8月18日付の取締役会において、第3回第三者割当により発行される本株式及び本新株予約権の他、当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム」で詳述する第1回第三者割当及び第2回第三者割当により発行される本株式及び本新株予約権の発行に関する本プログラムについても決議しており、上記の金額は、本第三者割当により発行される本株式及び本新株予約権に係る払込金額に加え、本新株予約権の行使に伴う払込金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

- ① 第1回第三者割当により発行される本株式に係る払込金額の総額：499, 990, 320 円
- ② 第2回第三者割当により発行される本株式に係る払込金額の総額：499, 985, 640 円
- ③ 第3回第三者割当により発行される本株式に係る払込金額の総額：499, 995, 000 円
- ④ 第1回第三者割当により発行される本新株予約権に係る払込金額の総額：3, 159, 050 円
- ⑤ 第2回第三者割当により発行される本新株予約権に係る払込金額の総額：2, 900, 190 円
- ⑥ 第3回第三者割当により発行される本新株予約権に係る払込金額の総額：2, 708, 916 円
- ⑦ 第1回第三者割当により発行される本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：544, 318, 460 円
- ⑧ 第2回第三者割当により発行される本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：544, 324, 830 円
- ⑨ 第3回第三者割当により発行される本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：544, 439, 000 円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当に係る登録免許税、弁護士費用、本株式の発行にかかわるプレースメントエージェントであるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂 Biz タワー38階 日本における代表者：村田光央）に対する費用、本新株予約権の公正価値算定費用その他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び反社チェック調査費用等）の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 3, 008 百万円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 機体の開発及び評価等の研究開発費及び量産に関わる事業投資	2, 250	2025年9月～2027年12月
② 海外事業拡大のための研究開発費を含む運転資金	758	2025年9月～2027年12月
合計	3, 008	-

(注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

2. 上記記載は、本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム」をご参照ください。
3. 本プログラム全体で調達される手取金のうち、本株式の発行により調達する手取金の額 1,366,770,960 円については、①機体の開発及び評価等の研究開発費及び量産に関わる事業投資に 1,025 百万円、②海外事業拡大のための研究開発費を含む運転資金に 341 百万円を充当する予定です。なお、本新株予約権について、支出予定時期までに行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、不足分については自己資金の充当、別途の資金調達又は支出予定金額の規模の調整等により対応する予定です。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

① 機体の開発及び評価等の研究開発費及び量産に関わる事業投資

当社は用途特化型機体の量産化及び社会実装を目指しており、機体の開発・評価及び機体の量産を行っており、それにかかる事業投資として資金を充当する予定です。具体的には当社が注力している小型空撮機体については、基本性能の向上、さらなる品質向上に加え、主要顧客からのフィードバックを踏まえた新機能開発、他社サービスとの連携機能の開発を行います。また、小型空撮機体以外の用途特化型機体及びプラットフォーム機体におけるセキュア対応や新たな用途の探索等に関する開発及び機体の評価に充当する予定であります。開発面のみでなく、生産面においては製造工程、調達体制、販売管理体制のさらなる強化、また、部材等の調達費用として充当する予定です。これまでも用途特化型機体及びプラットフォーム機体の開発及び事業投資として資金調達を行い、充当を進めてまいりましたが、さらなる機能開発の必要性、顧客からのフィードバックへの対応、量産販売体制の拡大等に加え、すでに開発を進めている機体にとどまらず、新規機体の開発にも投資を拡大していく必要があることから、さらなる資金調達が必要と判断しております。なお、当社は、経済産業省令和4年度第2次補正予算「中小企業イノベーション創出推進事業」に係る事業者へ採択され、「行政等ニーズに応える小型空撮ドローンの性能向上と社会実装」事業（以下「SBIR 事業」といいます。）を進めており、新たな高性能の安心安全な小型空撮機体の開発を進めております。SBIR 事業に係る補助金として、2026 年 12 月期までに最大 2,599 百万円の補助金を受領する予定となっておりますが、当該補助金は SBIR 事業にのみ充当する予定であります。

② 海外事業拡大のための研究開発費を含む運転資金

ターゲットとしている米国市場への展開拡大に向けては、規制対応を含めた現地向けの機能開発、現地での販売・マーケティング体制の構築、現地拠点における管理機能強化、日本における生産体制の構築に資金を充当することを予定しております。米国市場においてはドローンに関する規制が頻繁に見直されており、それらの規制・規格にタイムリーに対応すべく、また、販売拡大に伴う現地顧客からの機能要望に対応すべく、継続的な機能開

発に取り組んでおります。加えて、現地の販売体制構築として在庫保有・カスタマーサポートを含めた代理店網の構築、現地におけるプレゼンス拡大を目指したマーケティングを実施します。販売拡大に伴い、米国現地における業務管理体制の強化もあわせて進めてまいります。また、国内においては現地向け機体の量産に向けた体制構築、部材等の調達、輸出管理体制の強化に資金を充当する予定です。これまで海外事業向けの資金として資金調達を行い、充当を進めてまいりましたが、2023年1月に米国拠点を設立して以降、2023年12月に米国向けSOTENの販売を開始するなかで、2024年10月には500台の大型受注を獲得するなど、当社の事業機会が大きく広がっていると確信し、より積極的な展開を進めてまいりました。2025年12月期においても、前年と同程度の受注を計画しており、さらなる成長を加速させるために今回の資金調達が必要と判断しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本プログラムにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することができることから、本プログラムによる本株式及び本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本株式

第3回第三者割当に係る本株式の払込金額は、第3回第三者割当に係る割当決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額（0.1円未満切上げ）である922.5円としています。割当決議日の直前取引日の東証終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、Athosは割当決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本株式発行により希薄化が生じること、本株式発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、Athosとも十分に協議の上、第3回第三者割当に係る本株式の払込金額を決定いたしました。なお、第3回第三者割当に係る本株式の払込金額は、第3回第三者割当に係る割当決議日の直前取引日までの1か月間（2025年8月26日から2025年9月25日）の終値平均値1,071円（1円未満四捨五入。以下同様。）に対し13.87%（0.01%未満四捨五入。以下同様。）のディスカウント、同3か月間（2025年6月26日から2025年9月25日）の終値平均値1,199円に対し23.06%のディスカウント、同6か月間（2025年3月26日から2025年9月25日）の終値平均値1,176円に対し21.56%のディスカウントとなっております。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、当初プレスリリースの「Ⅱ. 第三者割当に

よる新株式及び新株予約権発行 5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ①本株式」にて記載いたしましたとおり、第1回第三者割当に係る本株式の払込金額は当該指針に準拠しております。第2回第三者割当については2025年9月5日付「株式発行プログラム設定契約及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく第2回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行条件の決定に関するお知らせ」の「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ①本株式」にて記載いたしましたとおり「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」を基準として払込金額を算定しており、第3回第三者割当についても当該価額を基準として払込金額を算定しております。この点、第2回第三者割当及び第3回第三者割当の割当決議日はそれぞれ2025年9月5日及び2025年9月26日である一方、これらの実施は2025年8月18日に公表されています。そのため、一般的な第三者割当増資と異なり、「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」は第三者割当増資が公表される前の価額ではありませんが、当社は、上記各割当決議日の直前取引日の東証終値は、その時点での当社の価値を反映するものとして最も適切であると考えており、払込金額をその90%に相当する金額(0.1円未満切上げ)とすることは、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の趣旨を踏まえ一定の配慮をした払込金額の算定根拠であると考えております。したがって、当社は、本第三者割当のいずれについても、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査等委員会から、上記算定根拠による第3回第三者割当に係る本株式の払込金額は当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、一義的・客観的に算定されている旨、及びそのようにして決められた価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に配慮して算定されていることから、Athosに特に有利な金額には該当せず、発行手続は適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、第3回第三者割当に係る本新株予約権の各発行要項及びCFEとの間で締結した新株予約権発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮した第3回第三者割当に係る本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本顕三)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、第3回第三者割当に係る本新株予約権の各発行要項及び新株予約権発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2025年9月25日)の市場環境やCFEの権利行使行動等を考慮した一定の前提(評価基準日時点の当社の株価(1,025円)、予定配当額(0円)、無リスク利率(1.0%)及びボラティリティ(62.0%)、当社は資金調達需要に基づき本新株予約権の行使停止及び取得を実施せず、CFEによる権利行使を促すものとする、CFEはかかる当社の行動を受けて、株価が権利行使価額を上回っている限り、市場出来高の一定割合の株数の範囲内でただちに権利行使を行なうものとする等)を置き、第3回第三者割当に係る本新株予約権の評価を実施しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(2025年第6回新株予約権については新株予約権1個当たり663円、2025年第7回新株予約権については新株予約権1個当たり255円)を参考に、CFEとの間での協議を経て、第3回第三者割当に係る

本新株予約権のうち、2025 年第 6 回新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 663 円、2025 年第 7 回新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 255 円としています。第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の払込金額は算定結果である評価額と同額であるため、特に有利な払込金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の発行条件は、当社及び CFE から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、第 3 回第三者割当に係る本新株予約権の払込金額はかかる評価額と同額であることから、CFE に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第 3 回第三者割当により発行される本株式の数 (542,000 株) に第 3 回第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 (542,000 株) を合算した総株式数は 1,084,000 株 (議決権数 10,840 個) であり、2025 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 15,686,750 株及び議決権数 156,476 個を分母とする希薄化率は 6.91% (議決権ベースの希薄化率は 6.93%) に相当します。また、本プログラムを通じて発行される本株式の発行新株式数の合計は 1,537,200 株 (議決権数 15,372 個)、本プログラムを通じて発行される本新株予約権の潜在株式数の合計は 1,537,000 株 (議決権数 15,370 個) であるため、本株式の発行及び本新株予約権の行使を含めて本プログラムを通じて新規に発行される可能性のある当社普通株式は全体で 3,074,200 株 (議決権数 30,742 個) であり、2025 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 15,686,750 株及び議決権数 156,476 個を分母とする希薄化率は 19.60% (議決権ベースの希薄化率は 19.65%) 未満に限定されておりますが、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社にとって本第三者割当による資金調達を実行する重要性は極めて高く、本第三者割当の規模はかかる資金調達の必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、更に上記「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。以上の事情を踏まえれば、当該希薄化が株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

株式会社 A C S L
第 3 回第三者割当に係る普通株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
当社普通株式 542,000株
2. 募集株式の払込金額
1株につき922.5円
3. 払込金額の総額
499,995,000円
4. 申込期日
2025年10月14日
5. 払込期日
2025年10月14日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額 249,997,500円
増加する資本準備金の額249,997,500円
7. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての株式をAthos Asia Event Driven Master Fundに割り当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社りそな銀行 新都心営業部
9. その他
上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社A C S L 2025年第 6 回新株予約権

発行要項

本発行要項は、株式会社A C S L（以下「当社」という。）が2025年 9 月26日付の取締役会の決議に基づいて2025年10月14日に発行する株式会社A C S L 2025年第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

3, 252個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金2, 156, 076円

3. 本新株予約権の申込期日

2025年10月14日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2025年10月14日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は325, 200株とする。
（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）

但し、第 7 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金663円（本新株予約権の払込金額の総額2,156,076円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第12項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初922.5円とする。

11. 行使価額の修正

行使価額は、修正されないものとする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新発行・} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & & & \\ & & \text{株式数} & & \text{時} & & \text{価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合又は当社及びAthos Asia Event Driven Master Fundの間の2025年8月18日付株式発行プログラム設定契約に基づきAthos Asia Event Driven Master Fundに対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係

会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又は当社及びCantor Fitzgerald Europeの間の2025年8月18日付新株予約権発行プログラム設定契約（以下「本新株予約権発行プログラム設定契約」という。）に基づきCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i) 上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式

数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等（但し、株式会社ACSL第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）及び株式会社ACSL第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \quad \times \quad \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値を意味する。以下同じ。）の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 「取引日」とは東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普

通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年10月15日から2028年10月13日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により直接又は間接的に保有さ

れている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第19項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第19項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、予定配当額、無リスク利子率及びボラティリティ、当社及びCantor Fitzgerald Europeの権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を金663円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

21. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

22. その他

上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

株式会社A C S L 2025年第 7 回新株予約権

発行要項

本発行要項は、株式会社A C S L（以下「当社」という。）が2025年 9 月26日付の取締役会の決議に基づいて2025年10月14日に発行する株式会社A C S L 2025年第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

2,168個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金552,840円

3. 本新株予約権の申込期日

2025年10月14日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2025年10月14日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は216,800株とする。
（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）

但し、第 7 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金255円（本新株予約権の払込金額の総額552,840円）

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第12項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,127.5円とする。

11. 行使価額の修正

行使価額は、修正されないものとする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新発行・} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & & & \\ & & \text{株式数} & & \text{時} & & \text{価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{株式数} & + & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合又は当社及びAthos Asia Event Driven Master Fundの間の2025年8月18日付株式発行プログラム設定契約に基づきAthos Asia Event Driven Master Fundに対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係

会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又は当社及びCantor Fitzgerald Europeの間の2025年8月18日付新株予約権発行プログラム設定契約（以下「本新株予約権発行プログラム設定契約」という。）に基づきCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i) 上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式

数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等（但し、株式会社ACSL第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）及び株式会社ACSL第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \quad \times \quad \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値を意味する。以下同じ。）の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 「取引日」とは東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される

当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i) (本項第(2)号④においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii) (本項第(2)号⑤においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日まで

に本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年10月15日から2028年10月13日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により直接又は間接的に保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第19項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第19項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、予定配当額、無リスク利子率及びボラティリティ、当社及びCantor Fitzgerald Europeの権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を金255円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

21. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

22. その他

上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上